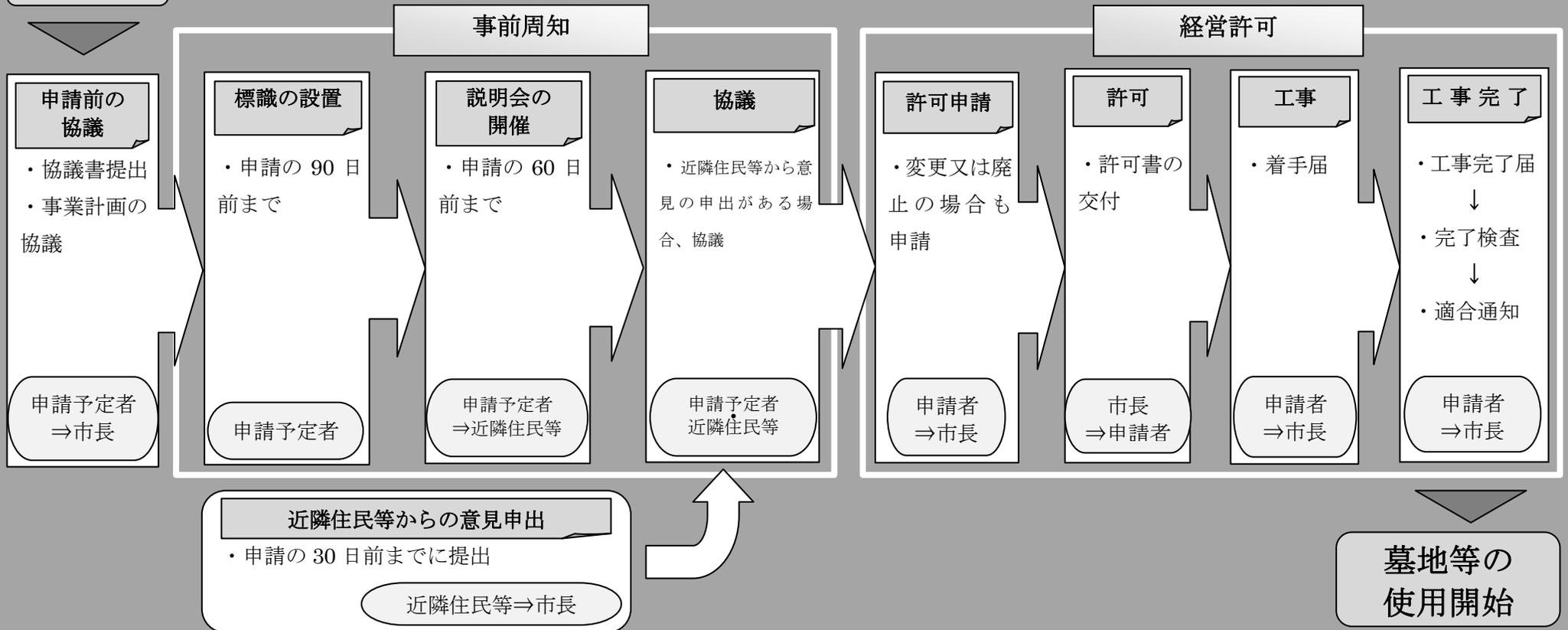


# 手続きの流れ

・本条例は、「墓地、埋葬等に関する法律」の第10条に規定された墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する必要な手続、基準等を定めることで、墓地等の経営が適正に行われること及び周辺環境との調和を図ることを目的としています。

## 事前相談



### <主な経営許可基準など>

- ・[対象] ①墓地 ②納骨堂 ③火葬場
- ・[経営主体] ①地方公共団体 ②宗教法人 ③公益法人（墓地等の経営が目的の場合） <②、③は市内に事務所を有する者に限る。>
- ・[近隣住民等] 建設予定地の境界線から50mの範囲内の住民等（土地所有者、建物所有者、建物占有者）
- ・[設置場所] 申請者の所有権以外の権利が存しない土地等